

補聴器の購入費を助成します！

(難聴高齢者補聴器購入費助成事業)

1 対象者

市内に住所を有し、かつ、居住する 65 歳以上の方で以下の全てに該当する方

◆	以下の①又は②に該当し、身体障害者手帳の対象とならない方 ①両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上 70 デシベル未満 ②片耳の聴力レベルが 70 デシベル以上で、他方の耳の聴力レベルが 30 デシベル以上 70 デシベル未満
◆	医師により、補聴器の装用を必要と認められた方
◆	障害者総合支援法に規定する補装具の支給対象でない方
◆	労働者災害補償保険法、その他の法令に基づく補聴器の購入に係る助成を受けていない方
◆	市民税非課税世帯に属する方
◆	過去に助成を受けた方は、決定から 5 年を経過し、補聴器が有用でないこと

2 助成額

補聴器購入費の 1/2 (上限 3 万円)

※購入のみで、修理は対象外となります。

3 申込方法

市で、要件の確認を行います。次の①から③の書類をご用意のうえ、購入前に地域ふくし課へ申請してください。

① 江南市難聴高齢者補聴器購入費助成申請書

② 江南市難聴高齢者補聴器購入費助成に係る意見書

③ 見積書

※ 補聴器の必要性について必ず購入前に医師に相談し、医師意見書をご用意ください。購入後に記載された医師意見書で申請された場合は、助成が認められませんので、ご注意ください。

※ 申請に必要な意見書の作成費用は、申請者負担となります。



お気軽にご相談
ください。

問合せ先

江南市役所 地域ふくし課

ふくし相談グループ

☎0587-50-0223 (直通)